

## SNS広告宣伝費補助金 Q&A

### 【対象者について】

Q1. どんな事業者が対象ですか？

A. 区内に事業所を有し、創業から5年未満の中小企業者または個人事業主が対象です。

Q2. 創業5年未満の判定はいつを基準にしますか？

A. 法人登記を行ってから5年未満の法人、または個人事業の開業届出を行ってから5年未満の個人が対象です。申請日時点での判定となります。

Q3. フリーランスや個人事業主も対象ですか？

A. はい。個人事業主も中小企業者に含まれるため対象です。開業届の提出が必要です。

### 【対象経費について】

Q4. 具体的にどのような費用が対象になりますか？

A. SNSプラットフォームへの有料広告費及び広告制作に関する費用が対象です：

- ・SNS広告のデザイン制作費、動画制作費、各種制作の委託費
- ・Facebook、YouTube、X、Instagram、LINE、TikTokへの広告出稿費
- ・広告制作に必要な写真撮影費、動画撮影費、編集費
- ・コピーライティング費用（広告文・キャッチコピー作成）
- ・広告制作用のスタジオレンタル費、機材レンタル費
- ・インフルエンサー起用費（契約書等の提出が必要）など

※実績報告日までに実際に支払いが完了している必要があります。

Q5. SNS運用代行費用（SNSの投稿・管理を他社に委託する費用）は対象になりますか？

A. 広告制作・出稿に直接関わる部分のみ対象です。日常的な投稿代行や運用管理費は対象外です。

Q6. 既に制作済みの広告コンテンツの出稿費のみでも申請できますか？

A. はい。出稿費のみでも申請可能です。

ただし、当該年度内（4月1日以降）に実施される広告出稿に限ります。

## 【対象外経費について】

Q7. どのような費用が対象外ですか？

A. 以下の費用は対象外です

- ・通常の事業運営費（事務所賃料、光熱費など）
- ・汎用的な機材やソフトウェアの購入費（PC、カメラ、編集ソフトなど）
- ・人件費（自社従業員の給与）
- ・印刷物などの非デジタル広告費
- ・広告効果測定ツールの利用料
- ・SNS 運用代行費用（SNS の投稿・管理を他社に委託する費用）
- ・SNS マーケティング関連の研修・セミナー受講料
- ・SNS 広告運用に関するコンサルティング費用
- ・ウェブサイト制作費
- ・源泉徴収税、消費税 など

## 【申請手続きについて】

Q8. 申請に必要な書類は何ですか？

A. 以下の書類が必要です

- ・申請書（指定様式）
- ・履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内・個人は住民票の写し）
- ・税務署提出の開業届出書の控えまたは青色申告書の控え（個人のみ）
- ・法人住民税・法人事業税の納税証明書（個人は住民税・個人事業税）
- ・広告を行う製品・サービスの概要が分かる書類
- ・広告方法の概要が分かる書類
- ・補助対象経費の内訳・金額が確認できる書類

Q8-1. 有料広告を掲載する際に必要な資料は何ですか？

A. 各SNSの広告予算が確認できる資料（Facebook・Instagram・YouTube・X・LINE・TikTokの管理画面での予算設定画面のスクリーンショットや、各プラットフォームが提供する見積もり資料等のご提出をお願いします）

(具体例)各SNSプラットフォームの予算設定資料

- ・Facebook・Instagram：広告マネージャーの予算設定画面
- ・YouTube：Google広告の予算シミュレーション画面
- ・X（旧Twitter）：広告配信予算の設定画面
- ・LINE：公式アカウント料金プラン表またはLINE広告の予算計画書
- ・TikTok：広告配信予算の設定画面

Q9. 申請期間はいつからいつまでですか？

A. 申請期間：令和7年8月18日～令和7年12月26日（先着順／予算上限に達し次第終了）

Q10. 申請から交付決定までどのくらいかかりますか？

A. 申請書類受理から約2～3週間で交付決定通知をお送りします。

※ただし、申請件数の状況や書類の不備等により、期間が延びる場合がありますのでご了承ください。

## 【補助金額・支払いについて】

Q11. 補助金額の上限はいくらですか？

A. 上限額：10万円、補助率：対象経費の10分の8（80%）以内補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

（例：12.5万円の広告費を使った場合→10万円が補助されます）

Q12. 補助金はいつ支払われますか？

A. 事業完了後、実績報告書を提出いただき、提出された実績に基づいて補助金額を確定させた後、約1か月で指定口座に振り込みます。

Q13. 補助金はどのような流れで受け取れますか？

A. 以下の流れとなります

1. 書類をそろえて交付申請
2. 区が審査・交付決定
3. 広告を実施し、終了後実績報告書を提出
4. 区が報告を審査し補助金額を確定
5. 補助金を請求し、区から支払い

Q14. 実績報告に必要な書類は何ですか？

A. 以下の書類を実績報告書と併せて提出してください：

- ・実績報告書（指定様式）
- ・補助対象経費の支払を確認できる書類（領収書、請求書、振込明細書など）
- ・広告に係る契約の締結を証する書類（広告制作会社との契約書、発注書など）
- ・広告の事実を証する書類（実際に配信されたSNS広告のスクリーンショット、広告配信レポート、配信実績データなど）
- ・その他区が必要と認める書類

Q14-1. Instagram広告を使用した場合、提出すべき追加資料はありますか？

A. Q14で記載の「広告配信レポート」について、Instagram広告を実施した場合は以下の内容を満たす資料をご提出ください

- ・Meta広告マネージャーから出力した広告配信レポート（PDFまたはCSV形式）
- ・レポートには「インプレッション数」および「広告費（支払金額）」が明記されていること
- ・申請書に記載した広告実施期間と一致する期間のレポートを提出してください。補助対象期間内であることを確認するため、広告の実施日が分かる日付情報を含めてください。

- ・なお、領収書などの支払いを証明する書類の日付が、申請書に記載した広告実施期間と一致している場合は、広告配信レポートの提出を省略することができます。

Q15. 事前に費用を支払う必要がありますか？

- A. はい。事業者が一旦全額をお支払いいただき、後から補助金を交付する「後払い方式」です。

### 【事業実施について】

Q16. 交付決定前に広告制作や出稿を開始してもよいですか？

- A. 交付決定前でも広告制作や出稿を開始していただいて構いません。ただし、以下の点にご注意ください。
- ・事業実施期間は令和 7 年 4 月 1 日以降とし、補助対象経費として認められるのは当該年度内に実施された費用に限ります。
  - ・補助対象となるかは審査により判断されるため、交付決定前に支出した費用が全て補助対象として認められるわけではありません。

Q17. 事業期間はいつまでですか？

- A. 交付決定日から令和 8 年 1 月 31 日までに事業を完了し、実績報告書を提出してください。

Q18. 計画変更は可能ですか？

- A. 補助事業の内容を著しく変更する場合や事業を中止する場合は、事前に変更承認申請書を提出し、区長の承認を受ける必要があります。

## 【その他】

Q19. 同じ事業で他の補助金と併用できますか？

A. 国、東京都その他の団体による同種の助成と重複しての交付はできません。事前にご確認ください。

Q20. 過去にこの補助金を受けたことがあるが、再度申請できますか？

A. 過去において当事業の助成金を受けた事業者は申請できません。

Q21. 申請や報告で不明な点がある場合はどこに相談すればよいですか？

A. 目黒区産業経済・消費生活課 中小企業振興係

電話：03-3711-1134

E-mail：sangyo01@city.meguro.tokyo.jp

までご連絡ください。

Q22. 広告内容に制限はありますか？

A. 以下の要件を満たす必要があります：

- ・広告内で製品・サービスが特定されていること
- ・申請者が自ら販売することが公衆に容易に理解できる内容であること
- ・風俗営業等に該当する事業の広告でないこと

Q23. 税金を滞納している場合は申請できますか？

A. 法人住民税・法人事業税（個人は住民税・個人事業税）を滞納している場合は申請できません。納税証明書の提出が必要です。

Q24. インフルエンサーを起用した広告は対象になりますか？

A. はい、対象となります。ただし、インフルエンサーとの契約書や業務内容が明確に記載された資料の提出が必要です。

Q25. スタジオレンタル費や機材レンタル費は対象ですか？

A. 広告制作に直接関連する場合は対象です。ただし、制作した媒体が確実にSNSで使用されたことが分かる資料の提出が必要です。

Q26. SNS広告運用のコンサルティング費用は対象ですか？

A. 対象外です。広告宣伝活動の前段階に係る費用のため補助対象外となります。

Q27. ウェブサイト制作費は対象ですか？

A. 対象外です。本補助金はSNS広告に特化した補助制度です。

Q28. 4月以前に実施した広告費用も対象になりますか？

A. 当該年度内（4月1日以降）に実施された事業のみが対象です。年度をまたぐ遡及はできません。

以上